

政官廳たる主務大臣に此の國立公園を指定する職權を附與したのである。本法に所謂主務大臣とは公園事務に關する主務大臣であつて内務大臣を指稱することは勿論である。尙ほ指定の形式は主務大臣が之に關する國家の意思を決定して、官報を以て之を告示すれば足りるのである。指定の變更につきても亦同様である。(施行令第一條)

次に國立公園の指定の外に、史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に於ける様に、假指定の規定を置くの必要なきは立法論として問題である。此の點に關しては國立公園調査會に於ても論議せられたのであるが、其の必要なしとして、本法には之が規定を爲さなかつたのである。蓋し國立公園は史蹟名勝天然紀念物に比較し其の數極めて少く、豫め選ばれた個所であるから、直ちに本指定を爲すことを得べく、又假指定に於ても必ずや區域を定むる必要があるから、手續に於て本指定と異

ることなく、只徒に手續を複雑ならしむるに過ぎない。之を要するに假指定の制度を設くることは其の必要もなく又却つて繁雜を招くに過ぎないのである。

註 史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス
前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二節 國立公園の區域

國立公園は區域を定めて主務大臣之を指定するのである。即ち國立公園の指定には同時に區域の劃定を包含することを要件とする。而して區域を定めることは國立公園法上の效果、例へば國立公園計畫、國立公園事業、國立公園の保護利用上の制限禁止等の效果の及ぶ範圍

を限定する點に於て重要な意義を持つて居る。

國立公園の區域は國立公園として適當な國家的大風景地の擴がつて居る範圍を劃すべきものである。從て其の區域が國家的大風景地としての必然的條件として自ら廣大な大地域に跨るべきことは當然である。故に國家的大風景地を形成する地域である限りは其の區域を數府縣に亘つて定めることも法律上何等差支へないし、又水面についても陸地と同様必要に應じて國立公園の區域に編入するも支障ないのである。更に又國家的大風景と密接不離の關係にある地域である限り、たとへ飛地であつても之を國立公園の區域に包擁することも法の何等禁止する所ではない。然れ共地方の要望を容れるに急なる餘り、國家的大風景地としての必然的範圍を超逸して其の區域を定むるが如きは、國立公園の品位を傷け、國立公園を墮落せしむるもので嚴

に戒めなければならぬ。

國立公園の區域には國有地の外、公有地、私有地をも包擁せしめ得るのである。惟ふに國立公園の區域内の土地は全部國有地を以て組成するか、或は國有地以外の土地に付ては國が地上權、賃借權等の如き何等か私法上の權利を設定するとかの方法に依つて、公園區域内に編入することゝするのが最も望ましいことであるのは勿論である。然し乍ら實際問題としては斯の如き方法に依ることの不可能である場合も多かるべく、又國立公園の核心たる風致の保護は公法上公用制限の規定を設ければ足りるのであるから、何等私法上の權利を設定することなくして、公有地又は私有地を區域に入れ得ることも認むるの必要がある。即ち法第一條は斯の如き場合に於て公有地私有地を國立公園の區域に編入し得る趣旨の下に規定せられたものである。只國立

公園事業の執行等の爲に土地の占有を必要とする如き場合に於ては、國有地以外の土地に在りては之を土地收用法に依りて收用使用するか、又は契約に依りて私法上の權利を設定するを要するは勿論である。此の必要に鑑み、國立公園法の制定と同時に、土地收用法中第二條第四號に改正を加へ、國立公園事業の爲必要なる土地を收用使用し得ることとしたのである。

註 土地收用法

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス (中略)

四 鐵道軌道、索道、専用自動車道、道路、橋梁、河川堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、國立公園、市場、電氣裝置、瓦斯裝置又ハ火葬場ニ關スル事業

國立公園の區域に御料地を編入し得るや否やは國立公園法は當然

に御料地に對し適用ありや否やの問題に關聯してゐるが、國立公園法は此の點に關し明文を置かないから一個の問題として殘されて居る。惟ふに國立公園法は其の内容に於て公用制限の規定第八條、第九條、第十一條を包含するを以て、所謂公益の爲にする財産の制限に關する法令の一種と云ふべきものである。而して皇室財産と國家財産とを分離する事を主義とせる我が憲法及皇室典範の體系上より論ずれば、原則として御料地に對しては財産制限に關する一般國法の適用がなく、唯皇室法に於て皇室財産に法律命令の適用ありと定めたるときか、又は法律命令に於て皇室財産に適用すべきものと定め、且つ皇室法に反對の規定なきときかに限り、例外として之が適用ありと解すべきである。然るに國立公園法に於ては之を御料地に適用する旨の規定を缺き、且つ皇室財産令第二十二條の規定の反面解釋より見るも、國立公園

は當然には御料地に適用なきものと解するが妥當である。然し乍ら御料地の管理者の同意を得て、御料地に對し本法適用の効果を發生せしむるは固より妨げなき所である。之を例へば狩獵法鑛業法の如きも從來宮内當局の同意の下に之を御料地に適用して居る。實際問題としても内務當局は御料地を國立公園の區域に編入し、之に國立公園法を適用するの方針を定め、既に之に關する宮内當局の同意を得て居るのである。

註 皇室財産令

第二十條 民法第一編乃至第三編商法及附屬法令並ニ公益ノ爲ニスル財産ノ收用徵發又ハ制限ニ關スル法令ハ皇室典範及本令共ノ他皇室令ニ別段ノ定メナキトキニ限り皇族ニ之ヲ適用ス但シ前條ニ掲ゲタル皇族ハ此限ニ在ラス

第三節 國立公園委員會の性質

國立公園委員會の制度を認めたる所以は、國立公園の指定、國立公園計畫及國立公園事業の決定の如き國立公園に關する重要な事項に付ては、其の關係する所廣汎であり、利害の影響する所重大であるに鑑み、廣く其の關係官廳の官吏及學識經驗家を網羅する權威ある委員會の意見を聽いて、慎重に之を決定するを以て適當と認めたるからである。

國立公園委員會は法律上諮問機關である。國立公園法に定むる特定の場合に、委員會の意見を聽くことは法律上の要件であるけれども、委員會は主務大臣の諮問に應じて調査審議し意見を申述するに止まる。國家的意思を決定する議決機關でなくして所謂諮問機關である。従て法律上は必ずしも委員會の意見に主務大臣は拘束せられるもの

ではない。唯實際上に於ては此の委員會の構成を權威あるものとなして、充分に其の意見を尊重する事は事件の性質上最も必要なる事であると云はねばならぬ。又議會にをける本法案討議に際しても政府は屢々此の趣旨を聲明して居るのである。尙委員會の組織及權限に關しては法第十二條に依り勅令を以て定めることとなつて居るが故に其の條の説明に讓る。

第四節 國立公園の選定

法第一條に依り具體的に區域を定めて國立公園の指定を爲すに先ち、其の前提として國立公園の箇所を選定、即ち如何なる風景地を國立公園に選定すべきかは、國立公園法施行上第一着に處理すべき案件であると共に、最も重要な問題である。従て其の局に當る者此の案件

を處理するには極めて慎重なる態度を持し、苟くも情實と黨争の渦中に陥り、国立公園問題の前途に暗影を投ずることなきを期せなければならぬ。

從來内務省に於ては土地の分布及優秀なる自然の素質等を參酌して、全國に亘り国立公園の調査上の候補地として左の十六箇所を選び、公園の區域、土地所有關係、地貌及風致の特徴、土地の保健的素質、施設及利用狀況並地方團體の計畫及經濟事業關係等所謂国立公園の基礎的調査を遂げたのである。従て国立公園を選定するにあたりては、先づ此の十六箇所の中より選擇せらるべきは當然の事である。

一、富士山を中心とする地域

二、日光を中心とする地域

三、上高地を中心とする地域

- 四、白馬山を中心とする地域
- 五、立山を中心とする地域
- 六、磐梯山を中心とする地域
- 七、十和田湖を中心とする地域
- 八、大沼を中心とする地域
- 九、登別を中心とする地域
- 十、阿寒湖を中心とする地域
- 十一、大台ヶ原を中心とする地域
- 十二、小豆島及屋島を中心とする瀬戸内海
- 十三、伯耆大山を中心とする地域
- 十四、温泉岳を中心とする地域
- 十五、阿蘇山を中心とする地域

十六、霧島山を中心とする地域

惟ふに国立公園の改廢は容易に行はるべきものではない。故に国立公園の箇所選擇に就ては一定の標準に照して嚴選し、努めて其の濫設を戒め、国立公園の品位を保持し、國家永遠の大計を誤らないことを要するは勿論である。然れども、苟くも国立公園としての條件を具備する箇所には、假令國の財政其の他の都合に依り、今直ちに其の公園施設の充實に着手し難き事情ある場合に在りても、尙ほ之が選定を爲すことは適當且つ必要である。蓋し国立公園に指定すれば、先づ以て公用制限の運用によりて其の風景の保護に遺憾なきを期することが出来、又其の保護利用に關する施設の計畫を樹立して官民の施爲する所に歸趨を示すことが出来、從て國が自ら公園施設を爲す財政上の餘裕がなくとも、隨時地元公共團體又は民間に於て之を遂行するこ

とが出来たるの利益があるからである。而して国立公園の選定の條件は国立公園の本質に照して左の如きものであらねばならぬ。本年九月二十七日国立公園調査會第三回總會に於て決定せる国立公園選定方針の如きも此の外に出でないのである。

第一、絶對的條件

一國の風景を代表するに足る自然の大風景地であること。

即ち國民的興味を繋ぎ得て探勝者に對しては日常體驗し難き靈感を與ふるが如き傑出したる大風景であつて、海外に對しても誇示するに足り世界の觀光客を誘致するの魅力を有するものであること。

上述の條件に適合するものとしては 一、同一型式の風景を代表して傑出せること 二、原始的風景地にして其の區域廣大なるこ

と 三、地形地貌が雄大なるか、或は風景が變化に富みて美なること等を考察し得る。

第二、相對的條件

絕對的條件を具備する箇所であつて、次の如き條件を成るべく多分に具有するものを選定するを妥當とする。尙ほ次の條件は價値多きものより順次列擧したるものである。

一、自然的素質が保健的であつて、多數人の利用に適するものであること。

即ち空氣、日光、氣象、土地、水等の自然的素質が保健的で多數人の登山、探勝、運動、散策、釣魚、溫泉浴、野營、宿泊等の利用に適すること。

二、天然紀念物、史蹟、神社、佛閣等教化上興味ある物件の豊富であること。

即ち地質植物、動物、氣象等自然物又は自然現象に關して稀有なる種類又は珍奇なる現象に富み、史蹟、神社佛閣、傳説等教化上興味ある資料に豊富であること。

三、土地所有關係が公園設置に有利であること。

即ち區域内の土地は國有地、公有地、御料地、社寺有地等を主とし、私有地を包含する場合に在りては成る可く土地所有者が國立公園に對し理解を有し、無償を以て地上權又は賃借權の如き私法上の權利を提供する等其の設置に付便益の多いこと。

四、位置が公衆の利用上有利であること。

即ち成るべく交通便利で、且全國的分布の當を得たる位置に存すること。

五、水力、電氣、林業、牧畜、水産、鑛業等各種産業と風致との衝突の少いこ

と。

六、既設の公園的施設が国立公園計畫上有効に利用せらるゝものなると共に、將來の開發容易で、国立公園事業の執行上經濟的に便益の多いこと。

第二章 国立公園計畫及国立公園

事業の意義

第二條 本法ニ於テ国立公園計畫ト稱スルハ国立公園ノ保護又ハ利用ニ關スル統制及施設ノ計畫ヲ謂ヒ国立公園事業ト稱スルハ国立公園計畫ニ基キ執行スベキ事業ニシテ道路、廣場、苑地、運動場、野營場、宿舍其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニ關スルモノヲ謂フ

国立公園計畫及国立公園事業は一定の法律上の効果を發生し、国立公園に於て極めて重要な意義を持つて居るから、本條に定義を掲げ

て其の意義を明かにすることとしたのである。

第一節 国立公園計畫の意義

国立公園計畫とは国立公園の保護又は利用に關する統制及施設の計畫である。計畫であるから其の程度の差はあれ、要するに紙上に現はれた設計であつて、現實に行はるゝ事業を意味しない。而して苟くも国立公園の保護利用に關する統制及施設である限り、總て此の国立公園計畫を基準として行はるゝものである。

国立公園の保護とは風致維持、動植物の保護、自然物の保護、其の他公園的素質を維持することを謂ひ、国立公園の利用とは公園の公共性を全くすること即公共性の發揮を謂ふのである。前者は公園の靜的觀察に立脚するものであり、後者は公園の動的觀察に立脚するものであ

つて、兩者共に公園の保全に關するのである。

保護又は利用に關する統制の計畫とは特別地域の指定、各種の制限に關する地域地區の指定、キャンプ場の指定、森林に於ける禁伐擇伐其他施業方法の指定等國立公園の保護利用の爲めにする各般の統制に關する計畫を謂ふのである。

保護又は利用に關する施設の計畫とは國立公園の保護維持に關する施設又は利用促進に關する施設の計畫であるが、主として國立公園事業に關するものである。之を例へば次の如きものは其の主なるものと考へられる。

國立公園の保護に關する施設

防風施設、防火施設、砂防施設、植林、病虫害驅除施設

國立公園の利用に關する施設

イ、交通施設

道路、自動車道、廣場、苑地、橋梁、埠頭、棧橋、路傍施設、乗合自動車、航空機又は船舶に依る運輸施設

ロ、宿泊施設

野營場(キャンプ場)、山小屋、旅館、食堂、賣店

ハ、保健衛生施設

水道、下水道、溝渠、汚物處分施設、運動場、水泳場、公衆浴場、釣魚場及養殖場、醫療救急施設、有害動物及昆虫の驅除施設

ニ、通信施設

電信、電話

ホ、教化施設

博物館、動物園、植物園及水族館

第二節 國立公園事業の意義

國立公園事業とは國立公園計畫に基き執行すべき事業にして、道路、廣場、苑地、運動場、野營場、宿舍其の他命令を以て指定する施設に關するものを謂ふのである。従つて國立公園計畫中統制に關する計畫に基くものは之を國立公園事業とはなさない。而して國立公園事業と謂ふ以上は國立公園計畫とは異り、之に一步を進め國立公園計畫の具體的實現性を有するに至れる状態を意味する。換言すれば施設に關する計畫の執行方法や執行の費用、執行者等が具體的に定まるべき状態にあることが必要である。

國立公園事業は國立公園計畫に基き執行すべき事業である。故に國立公園計畫に基かずして爲す事業は國立公園事業ではなく、一般事

業として第八條又は第九條の制限に従ひて統制を受くることとなる。

國立公園事業は一定の施設に關する事業に限られる。即ち本法に明示せる施設及命令を以て指定する施設に關する事業を謂ふ。事業に限定主義を採つたのは、事業の決定及執行等に付て夫々一定の法律上の効果を發生する故、之を明確にする必要があるからである。然して施設に關する事業の内容としては施設の創設及管理經營を包含するは勿論である。

國立公園法に於て明示せる道路、廣場、苑地、運動場、野營場、宿舍の外如何なる施設に關する事業を國立公園事業と爲すかは同法施行規則第二條の規定する所であるが、凡そ次の如きものを擧げて居る。即ち第一號は交通施設に、第二號は保健施設に、第三號は教化施設に關するものであり、第四號及第五號は共に保護施設に關するもので、唯積極的と

消極的との差異あるのみである。

一、自動車、車庫、自動車道其の他自動車に関する運輸施設、航空機、格納庫、飛行場其の他航空機に関する運輸施設、船舶、埠頭、棧橋其の他船舶に関する運輸施設及橋梁

二、水道、下水道、汚物處分施設、醫療救急施設、公衆浴場、水泳場及釣魚場

三、博物館、植物園、動物園及水族館

四、造林施設及養魚施設

五、砂防施設及防火施設

第三章 國立公園計畫及國立公園

事業の決定

第三條 國立公園計畫及國立公園事業ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ主務

大臣之ヲ決定ス

本條は國立公園計畫及國立公園事業が如何にして決定せらるゝか、即ち其の決定の方法を規定したものであつて、其の決定に當りては其の手續を慎重にする爲、國立公園の指定と同様國立公園委員會の意見を聽くことを要することとしたのである。

第一節 國立公園計畫及國立公園事業の決定の方法

國立公園區域内に於て如何なる施設が爲さるゝも之を放任するときは折角の大自然の風致は破壊せらるゝに至り、又利用者の爲の施設を爲す場合に於ても各自の自由な、濫雜な執行を許すときは折角の設備も其の利用の効果を充分に發揮することを得ず、或は却て公園の機能を阻害するに至る虞がある。故に此の虞を除かんが爲には國家自

ら国立公園に關する施設の全般的の統制監督を爲し、一定の目的の下に国立公園計畫及国立公園事業を決定して国立公園政策の根本方針を確立し、国立公園の維持經營上の原則を定むるの必要がある。本條は則ち此の必要に應ずる趣意を以て、此の點に關する國家意思を決定する權限を最高行政機關たる内務大臣に附與し、国立公園計畫及国立公園事業は内務大臣が決定するものであることを明にしたのである。而して国立公園計畫及国立公園事業は叙上の如き重要性を有する所以に鑑みて、内務大臣が国立公園委員會の意見を聽いて之を決定することを要することとしたのである。此の国立公園委員會の意見を聽いて決定するとは、内務大臣が決定するにあたり、委員會の意見を諮問して之を傾聽し參考とするの意味であつて、決して其の意見や議決に主務大臣が拘束せらるゝものではない。此の點に於て都市計畫及都市計

畫事業を主務大臣が決定するに當り都市計畫委員會の議決を経るを要すること、其の趣を異にしてゐる。

註 都市計畫法

第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

尙ほ内務大臣、國立公園計畫及國立公園事業を決定したるときは、官報を以て告示することを要する。之を變更したるときも亦同様である。(施行令第三條) 蓋し此の官報を以て告示することは、行政官廳が國家意思の決定を表示する場合の一般的公示方法であつて、廣く官民の準據すべき所を公示するの必要に出でて居るのである。

國立公園計畫は廣汎なる區域を有する國立公園に關する大計畫であるから、必ずしも一時に全部の計畫を決定することは困難であり、且

つ其の必要もないので、必要に應じて順次に一部づつ決定して差支ない。又決定したる國立公園計畫は一時に之を國立公園事業として實現することは之れ又事實上不可能である。固より計畫全部を一時に國立公園事業として決定するも妨ないと同様に、又計畫を計畫として定め置き、必要を生じた場合に應じて、之を個々に國立公園事業と決定するも良いのである。然して概ね後者の方法に従つて、國立公園計畫中急を要するものより順次之を國立公園事業と爲すことが、實際の便宜に適するものと謂ふべきである。

國立公園事業は國立公園計畫に基く保護利用の施設に關する事業である。而して此等の施設に關する事業に就ては、國立公園法の外に各個々の事業法規の存するものがある。例へば自動車運輸事業に就ては、自動車交通事業法、水道に就ては水道條例、下水道に就ては下水道

法等がある。而して國立公園法と此等の法規とは獨自の立場を以て定められてゐるので、此等の施設事業に就ては相並んで適用せらるゝのである。

第二節 國立公園計畫及國立公園事業の決定の效果

國立公園計畫の決定の效果を擧ぐれば左の如くである。

- 一、國立公園計畫は國立公園の保護又は利用に關する統制及施設の計畫であり、國立公園事業は此の國立公園計畫に基き執行すべき施設に關する事業であるから、國立公園の保護又は利用に關する施設を國立公園事業として遂行せむ爲めには、先づ以て此の施設計畫を國立公園計畫として決定せらるゝことを要するのである。
- 二、國立公園の特別地域は國立公園の核心とも云ふべき形勝の地域

であつて、國立公園の風致維持の爲特に強力なる統制に服せしむるの要ある地域である。此の特別地域に指定せむ爲めには、先づ以て國立公園計畫として之を決定せなければならぬ。

三、國立公園の特別地域内に於て一定の行爲を爲さんとするとき、内務大臣の許可を受くることを要し、又國立公園の保護又は利用の爲必要あるときは、内務大臣は其の區域内に於て一定の行爲を禁止若は制限し又は必要なる措置を命ずることを得るのであるが、此の二つの公用制限の發動は必ずや國立公園計畫の定むる趣旨精神を基準として行はれなければならぬ。

四、國立公園計畫に定められたる施設に關する限り、其の事業を經營せんと志す者は、其の目論見上之に關して測量其の他實地調査等を爲す必要ある場合には、其の爲に地方長官の許可を受けて他人

の土地に立入り、目標を設置し又は障害物を除却することを得る。
次に国立公園事業の決定の効果を擧ぐれば次の如くである。

一、国立公園事業と決定せられたる施設は、國自ら經營する外、之を公共團體に經營せしむるを得ると共に、特許して民間に經營せしむることも出来る。然して之を經營するの特許を得たる民間の會社又は個人は国立公園法令に基く種々の權利義務を享有することになる。場合によりては國庫補助を受くることも出来る。之に反して国立公園事業とならない事業を經營せんとする者は、此等の權利義務がないのみでなく、法第八條、第九條の公用制限に服さなければならぬ。従つて法第八條列擧の行爲を爲す場合には、一々内務大臣の許可を受けなければ出来ないのである。

二、国立公園事業に關して實地調査の爲、地方長官の許可を得て、他人

の土地に立入り、目標を設置し、障礙物を除去することを得るは、國立公園計畫に關する場合と同じである。

三、國立公園事業を民間に特許したる場合と雖も、其の國立公園事業の爲めに必要なる土地は、土地收用法に依りて收用することが出来る。此の公用徴收權は國立公園法制定と同時に、土地收用法中改正を施し特に追加せられたるもので、國立公園事業の經營者にとりては、重要且有益なる權利であると謂ひ得る。

第四章 國立公園事業の執行者

第四條 國立公園事業ハ行政官廳之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共團體ヲシテ國立公園事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ニ非ザル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ受ケ國立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

本條は前條によりて決定せられたる個々の國立公園事業は、何人が之を執行するの權利義務を有するかを規定したるものである。即ち第一項に於ては國立公園事業は國家事業として國自ら執行すべきものなることの原則を明かにし、第二項に於ては特別の事由ある場合には公共團體に執行を命じ得るの途を開き、第三項に於ては國立公園事業であつて私人の事業として經營せしむるも充分成算あり又之を便宜と認められる場合には、一般國家事業の特許と同様特許に依り之を執行せしめ得るの趣旨を示したのである。故に國立公園事業の執行者は國、公共團體及私人の三者である。是れ國立公園の完成は、單に國家の獨力に依りて之を所期するは、到底國家財政の許さざる所なるに

鑑み、本法に於ては國家の外公共團體及私人の三者の適當なる協力によりて、國立公園の完成を期待するの意を明かにせるものである。世上國立公園運動を爲すもの往々にして、國立公園事業は専ら國家の獨力によりて施設經營せらるゝものと速斷するものあるが如きも、之れ全く此の法意を明かにせざるの誤に出づるものである。

第一節 行政官廳が執行者なる場合

法第四條第一項は行政官廳が國立公園事業の執行者なることを明定したのであるが、之は國立公園事業を國家事業とする法意である。蓋し法第三條に於て國立公園事業の決定權を國家に留保した外、尙ほ本條に於て國立公園事業の執行は本來の國家機關たる行政官廳の執行する所のものとしたのは、其の事業を國家事業としたものと解すべ

きである。

本條に所謂行政官廳とは本來の國家機關たるもの、總稱である。従つて各省大臣たるは地方官廳たるは、將又普通官廳たるは特別官廳たるを問はず、國立公園事業を執行し得べき道理である。然れども實際上は國立公園の主務大臣たるは内務大臣及其の監督の下にある地方行政官廳即ち北海道長官府縣知事に於て、此の公園事業を執行するの事例が大部分を占むることは勿論である。惟ふに個々の國立公園事業に付、何れの行政官廳が之を行ふべきかは行政内部の關係にして、専ら主務大臣たるは内務大臣と事業を行はんとする行政官廳との協議によりて決せらるべき事項である。又行政官廳の事業執行の方法に就ても、内務大臣との協議によりて決することを要する。施行令第十三條は此の趣意を規定したるもので、國家が國立公園事業の統制を爲

す上に於て當然の事柄である。

第二節 公共團體が執行者なる場合

国立公園事業は國家事業として行政官廳之を執行するを原則とするも、内務大臣特別の事由ありと認むるときは、公共團體に命じて之を執行せしむることを得るの途を開いてゐる。蓋し国立公園事業の執行に依りて公共團體が著しく利益を受くる場合又は公共團體に於て国立公園事業の執行を希望するが如き場合に於ては、國家の統制の下に、公共團體をして執行せしむるも何等支障なく、又却つて国立公園施設の充實の爲之を便宜とするからである。

公共團體に国立公園事業を執行せしむる場合の法律上の性質に付て一言すれば、此の場合には一般國家事務の委任と同様委任事務の性質

を有するものである。即ち国立公園事業の執行を命ぜられたる公共團體は其の委任に基き其の事業を公共團體自らの事業として執行するものであり、従て此の場合に於ては府縣知事又は町村長は公共團體の執行機關として活動するのであつて、國家の行政機關として活動するのではないのである。此の點に於て都市計畫法や道路法と法律上の建前を異にしてゐる。蓋し都市計畫法や道路法に於ては、國家事務たる都市計畫事業や道路事業の執行は國家機關たる行政廳である府縣知事又は市町村長をして爲さしめ、公共團體には唯其の費用負擔の義務を負はしむるに止まるの建前を採つて居るからである。

註 都市計畫法

第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳

ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムル
コトヲ得

第六條 都市計畫事業執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ
在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其
ノ公共團體、行政廳ニ非ル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔
トス

都市計畫法施行令

第一條 都市計畫事業ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ統
轄スル行政廳之ヲ執行ス

道路法

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス(以下省略)

第十一條 府縣道ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認
定ス(以下省略)

第十三條 市道ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十七條 國道ハ府縣知事其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ(以下省略)

第三十三條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス(以下省略)

前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス(以下省略)

本條に所謂公共團體とは、法理上は地方團體(道府縣、市町村等)、公共組合(水利組合、耕地整理組合等)、及營造物法人(神社)を謂ふべきであるが、實際問題としては公共組合及營造物法人に國立公園事業の執行を命ずることを豫想しないから、茲に所謂公共團體とは地方公共團體を指すものと解してよろしい。又法第四條第二項の特別の事由とは、國立公

園事業の執行に依り公共團體が利益を受くる場合、公共團體自ら國立公園事業の執行を希望する場合等を謂ふのである。又國立公園事業の一部とは數多い國立公園事業の中の或る特定の國立公園事業を指すものであり、個々の事業其のものの一部を意味するのではない。

尙ほ公共團體に國立公園事業を執行せしむる場合に於て國立公園事業の統制を期するが爲、其の工事設計の細目を監督する必要あるときは、内務大臣は工事設計につき工事施行の認可を受けしめることが出來、又其の執行によりて生じたる施設の管理方法の設定及變更は遲滞なく内務大臣に届出づることを要し、其の不適當なるときは内務大臣は管理方法の變更を命ずることが出來るのである。(施行令第十二條及第十五條)

第三節 行政官廳又は公共團體に非ざるものが

執行者なる場合

國立公園事業の中には其の事業の種類に依り必ずしも國又は公共團體に於て之を執行するの必要なく、寧ろ國家の統制の下に私人をして執行せしむるを便宜とし得策とするものがある。例へば運輸施設の如き、宿泊施設の如きは概ね之に屬し、民營として充分採算の可能なる場合が多いのである。本法は斯かる場合に於て私人が内務大臣の特許を受けて國立公園事業を執行するを得ることとしたのである。

國立公園事業の特許は一般公企業の特許と同じく國家事業經營の公法上の權利を設定附與する行政處分であつて、營業の許可又は公企業の代行とは其の性質を異にするのである。

特許を受け得る者は行政官廳又は公共團體に非ざる者である。従つて自然人たると私法人(營利法人及公益法人)たるとを問はない。又個人たると組合たるとを問はない。唯實際上の事例は會社たる場合が最も多いと考へられる。而して此の會社たる場合に於て、アメリカ國立公園にをける國立公園會社の經營の如きは、我國の國立公園政策上大に參考とせられなければならぬ。

特許を受けたる者は特許に因りて國立公園事業を執行するの公法上の權利を獲得すると共に、之を執行すべき公法上の義務を負擔するものである。殊に此の公法上の義務は國家が國立公園事業の統制を爲す上に於て最も重要な意義を有してゐる。然して本法は國立公園事業の特許に關しては、勅令に其の内容を規定することを委任したのであるが、其の委任勅令たる施行令に規定せられたる事項の主なる

ものは凡そ次の如きものである。

一、特許を受けんとする者は左の書類及圖面を具して内務大臣に申

請すべきこと。(施行令第一條)

1 起業目論見書

2 一般平面圖

3 施設の創設に關する經費概算書

4 施設の經營に關する收支概算書

5 其の他内務大臣の必要と認むる書類又は圖面

一、特許に國立公園計畫上其の他公益上必要なる條件を附することを得ること。(施行令第二條)

一、特許を受けたる者の義務。

1 指定期間内に施設の供用を開始すべきこと。(施行令第三條)

2 内務大臣の命ずる場合には工事設計書、工事設計圖及工事費豫算書を具して指定期間内に工事施行の認可を申請すべきこと。(施行令第四條)

3 指定期間内に工事に着手し竣工せしむべきこと。(施行令第四條)

4 特許又は工事施行認可を受けたる事項を變更せんとするときは内務大臣の認可を受くべきこと。(施行令第五條)

5 事業の全部又は一部の休止又は廢止、事業を經營する法人の解散並に特許に因りて生ずる權利義務の讓渡又は承繼は内務大臣の許可を受くべきこと。(施行令第六條及第七條)

6 施設の管理方法の設定又は變更を届出づべきこと。(施行令第十五條)

一、特許を受けたる者に對する内務大臣の監督權。

1 必要なる場合に施設の管理方法の變更を命じ得ること。(施行令第十五條)

2 事業の狀況に關し検査を爲し、報告を爲さしめ其他監督上必要なる事項を命ずることを得ること。(施行令第八條)

3 法令若は之に基きて爲す處分又は特許、許可、若は認可に附したる條件に違反し其他公益を害する行爲を爲したるときは特許の全部又は一部を取消すことを得ること。(施行令第十條)

一、特許の失効

1 左の場合に於ては特許は當該範圍に付其の效力を失ふこと。

(施行令第九條及第十條)

イ 特許を受けたる者會社の發起人なるときは施設の供用開

始期間内(工事施行の認可を申請すべき場合に在りては其の認可申請期間内)に會社設立の登記を爲さざるとき

ロ 工事施行の認可申請期間内に其の認可を申請せざるとき

ハ 工事施行の認可申請に對し不認可の處分ありたるとき

ニ 事業の全部又は一部に付廢止の許可を得たるとき

ホ 事業を營む法人解散したるとき

ヘ 内務大臣特許の全部又は一部を取消したるとき

2 特許の失効の場合に於ては内務大臣は原狀回復其の他必要なる措置を命ずるを得ること。(施行令第十一條)

第五章 國立公園事業の費用

第五條 國立公園事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ

在リテハ國庫、公共團體ヲシテ之ヲ執行セシムル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政官廳又ハ公共團體ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

行政官廳、國立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ公共團體ヲシテ負擔セシムルコトヲ得

行政官廳ニ非サル者、國立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ國庫ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

本條は國立公園事業の執行に關する費用に付ての規定である。即ち第一項に於ては法第四條各項の國立公園事業の執行者の規定に相應して、夫々其の費用負擔を規定し、第二項に於ては國が國立公園事業を執行する場合に、公共團體に對し費用分擔を命じ得ることを規定し、第三項に於ては公共團體又は私人が國立公園事業を執行する場合

の國庫補助を規定したのである。

第一節 國立公園事業の費用負擔者

國立公園事業の執行に要する費用の負擔者は左の三者に分られる。

一、國が其の執行者なる場合は國庫

二、公共團體が其の執行者なる場合は其の公共團體

三、私人が其の執行者なる場合は其の私人

國立公園事業は國家事業として國が執行することを原則とする以上、其の執行に要する費用を國庫が負擔するは當然である。又國立公園事業に依つて地方が大いに利益を受くるが如き場合に、其の公共團體をして其の負擔に於て之を執行せしむることゝするは合理的である。而して特許を受けて國立公園事業を爲さんとする者が自ら其の

費用を負担すべきは、之亦特許の性質上當然である。第一項は當然の事である之等各執行者の費用負担を更に明確にしたに過ぎない。

公共團體が国立公園事業の執行を命ぜられたる場合に、其の費用を豫算に計上せざりしときは、法令に依り負担する費用を豫算に載せざるものであるから、市町村に對しては市制第六十三條第一項、町村制第四百四十三條第一項に依り、監督官廳たる府縣知事は強制豫算の權を行使し、道府縣に對しては府縣制第八十三條第三項に依り、監督官廳たる内務大臣は原案執行の指揮を爲し得るのである。然し實際問題として、通常の場合に於て、地元利益ある施設は、地元公共團體が進んで其の經營を希望するもので、内務大臣は其の希望を容れて之が事業の執行を命ずるのであるから、實際問題としては其の執行を強制すべき事態を惹起することは稀であらうと考へられる。

註

市制

第六十三條 市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命
スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ
豫算ニ加フルコトヲ得

(以下省略)

町村制

第四十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ
命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用
ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

(以下省略)

府縣制

第八十三條 府縣會又ハ府縣參事會ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキ
ハ府縣知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ內務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ
之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之

ヲ再議ニ付セスシテ直ニ内務大臣ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府縣會又ハ府縣參事會ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ府縣知事ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ

府縣會又ハ府縣參事會ノ議決收支ニ關シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前二項ノ例ニ依ル左ニ掲グル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ收入ニ付亦同ジ

一 法令ニ依リ負擔スル費用、當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用、其ノ他ノ府縣ノ義務ニ屬スル費用

二 非常ノ災害ニ因ル應急又ハ復舊ノ施設ノ爲ニ要スル費用、傳染病豫防ノ爲ニ要スル費用、其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

第二節 公共團體の費用分擔

國が國立公園事業を執行する場合、國が其の費用を負擔すべきは當

然であつて、原則として之が分擔を公共團體に課すべきものではない。併し乍ら其の事業たるや公共團體の利益に關すること大なる事業なるにも拘らず、國自ら之を執行し公共團體をして之を執行せしめなかつた場合に於ては、例外として其の執行に要した費用の一部を其の公共團體に分擔せしめても敢て不當ではない。之れ費用分擔を認めたる理由である。從て此の費用分擔を爲さしめ得る場合は内務大臣が特別の事由ありと認むる場合に限らる。茲に所謂特別の事由とは概ね次の如きものを豫想するのである。

- 1 國の執行する事業が公共團體の利益に關するものなる場合
- 2 公共團體に執行を命ずべき事業であるけれども其の施設が行政區劃の境界に係り別々に之を執行せしむること困難なる爲統一して國が執行する場合

次に此の費用負擔を課し得る額には限度がある。即ち此の負擔を課し得るは事業の施行に要する費用の一部に付てゝあつて、全部に付てゝはない。其の所謂一部の程度如何に關しては法律に何等規定する所が無いから、主務大臣に於て事業の難易、費用の多寡に依り適當に決定を要する事項である。通常の場合に於ては内務省令を以て相當規定するを便宜とする。又公共團體が此の費用分擔の豫算を計上せざるときは、所謂當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざるものであるから、市町村に對しては市制第百六十三條第一項、町村制第百四十三條第一項に依り、府縣知事は強制豫算の權を行使し、道府縣に對しては府縣制第八十三條第三項に依り、内務大臣は原案執行の指揮を爲すことを得るは、公共團體が國立公園事業の執行を命ぜられたる場合に、其の費用を豫算に計上せざりしときと同様である。

第三節 國庫補助

第三項の規定は國立公園の施設に關する事業は大體に於て、規模大であり、且多額の費用を要するものであるから、行政官廳に非ざる者即ち公共團體及私人が之を執行する場合に於て、國庫より其の費用の一部を補助して、其の負擔を輕減し、以て國立公園事業の完成充實を促進せんとする趣旨に出でたるものである。然して其補助額は其の費用の一部である。其の如何なる程度に於て、如何なる割合に於て、補助を爲すやに就ては法律に何等規定する所が無いから、主務大臣に於て事業の難易、費用の多寡に依りて適當に決定するを要する事項である。前項の費用分擔の場合と同様、是亦通常の場合に於ては内務省令を以て相當規定するを可とする。

第六章 國立公園の施設の管理

第六條 國立公園事業ノ執行ニ依リ生ジタル施設ハ其ノ事業ヲ執行シタル者之ヲ管理ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共團體ヲ指定シテ行政官廳ノ執行スル國立公園事業ニ依リ生ジタル施設ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得前二項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ管理者ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セス第一項及第二項ノ規定ニ依ル管理ノ費用ハ行政官廳之ヲ管理スル場合ニ在リテハ國庫公共團體之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體行政官廳又ハ公共團體ニ非ザル者之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

本條は國立公園事業の執行により生じたる施設の管理即ち管理者(第一項乃至第三項)及管理の費用負擔(第四項)に關する規定である。

第一節 國立公園の施設の管理者

國立公園の施設即ち國立公園事業の執行に依りて生じたる施設は事業の執行者之を管理するを原則とする。即ち行政官廳其の事業を執行したるときは其の行政官廳、公共團體が内務大臣の命により其の事業を執行したるときは其の公共團體、私人が特許によつて其の事業を執行したるときは其の私人が其の施設の管理者となるのである。

國立公園の施設に付て執行者管理の原則を採つたのは、之を以て最も便宜にして事理に適するものと認めたからである。蓋し行政官廳又は私人が國立公園事業を執行した場合に於ては、其の行政官廳又は私人が事業によりて生じたる施設を自ら管理すべきは當然の事理にして論を俟たない。更に又公共團體をして國立公園事業を執行せし

めた場合であつても、法第四條第二項の規定は之を公共團體の事業として執行せしむる法意と解するに於ては、其の執行に依つて生じた施設を其の公共團體の管理に屬せしむるは事理に適合するものといふべきである。

又行政官廳が國立公園事業を執行したるに依り生じた施設は其の行政官廳をして管理せしむるが當然であるが、左の如き特別の事由ある場合には其の施設を公共團體に管理せしむるも敢て不當でないので、本條第二項は斯くの如き場合に内務大臣は公共團體を指定して管理せしむることを得ることとした。而して此の場合には公共團體は占用料使用料を徴收して自己の収入となす事が出来る。

- 1 國に於て執行した事業の施設に依り公共團體が永く其の利益を受くる場合

2 公共團體に於て管理を希望する場合

3 國に於て管理するよりも地元公共團體に於て管理するを其の公共の利用上便宜適當とする場合

本條第三項は國立公園事業に依り生じたる施設に付他の法律に依り其の管理者を定めたる場合に於ては、第一項の執行者管理の原則は必ずしも之を貫くことを必要とせず、寧ろ其の法律の運用に委せんとする法意であつて、第二項に依り公共團體に管理を命ずることなからしむる趣旨である。例へば府縣又は町村が國立公園事業として道路を築造したる場合に、第一項の規定に従へば此の道路の管理者は之を築造したる府縣又は町村であるべき筈であるが、一旦道路法に依りて府縣道又は町村道と認定せらるれば、其の管理者は道路法の規定に依り當然國の行政機關たる府縣知事又は町村長であつて、府縣又は町村

ではないのである。斯くの如く他の法律に依りて管理者が當然に定まる場合には、施設の管理者が何人であるかは其の法律の規定に聽從せしめ、又かゝる場合には行政官廳の執行によりて生じたる施設の管理を公共團體に命ずることを得ざらしむるの趣旨である。之を要するに此の場合に於て本條第一項第二項の規定の適用を排除することゝせるは、一に管理者の重複に依る行政の紛交を避くるの用意に出づるものである。唯茲に注意すべきは、本條第三項の適用ある施設は國立公園の施設に非ずとなす趣旨ではないことである。即ち本條第三項の適用ある場合と雖も、依然として國立公園の施設であつて、其の管理に就ては道路法の外尙ほ國立公園法の統制監督の下に立つものである。

註 道路法

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス(以下省略)

第十一條 府縣道ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス(以下省略)

第十三條 市道ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十七條 國道ハ府縣知事其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第二節 國立公園の施設の管理費の負擔者

國立公園の施設の管理の費用は本條第一項及第二項の規定と照應し夫々其の管理者が之を負擔することとしたのである。即ち行政官應之を管理する場合に在りては國庫公共團體之を管理する場合に在

りては其の公共團體、行政官廳又は公共團體に非る者即ち私人の管理する場合に在りては其の私人をして負擔せしむることは當然の事理であつて、特に説明を要せぬ。而して第二項の規定に依り管理を命ぜられたる公共團體は自らの負擔に於て施設の管理を爲すべきことゝなる。

國立公園の施設の管理者たる行政官廳又は公共團體は其の管理權に基き施設の利用者に對し、公法上の占用料又は使用料を徴收し得るは法第七條の明定する所であり、又私人は其の管理する施設の利用者より、利用契約に依つて私法上の利用料を收受するは何等支障なき所である。施設の管理者は其の負擔する管理費用の一部分を之に依りて或る程度に於て償ひ得る譯である。

第三節 國立公園の施設の管理に對する統制

公共團體又は私人が國立公園の施設を管理する場合に於て、其の管理權の行使は管理者の自由に委ねることなく、國立公園の統制監督の下に置かなければならぬ。苟くも國立公園の施設が公園の保護利用上必要な施設である以上は、其の維持方法、經營方法、占用又は使用の方法、占用料又は使用料の料金額等所謂施設の管理方法の良否は、國立公園の施設としての機能職分を發揮せしむる上に於て、極めて重要な關係を有するものであるから、國立公園の主務大臣は此點に就き相當の統制監督を加ふるの必要がある。此の趣意に基き國立公園の施設を管理する公共團體又は私人に對しては個々の場合に於ける特許條件又は命令條件として必要な監督事項を命じ得るは勿論である。

が、尙ほ一般的監督規定として施行令第十五條に依り、當該公共團體又は私人は其の施設の管理方法を定めて内務大臣に届出づることを要し、内務大臣は其の管理方法不適當なるときは變更を命じ得ることゝした。

第四節 國立公園の管理と國立公園内の國有地の管理

國立公園の施設の管理は國立公園の管理と其の觀念を異にする。國立公園の管理とは公物又は營造物としての國立公園の管理を意味する。換言すれば國立公園の保護利用の統制、國立公園内に存する各種施設の統制、國立公園の監視維持、土地物件を公共用又は公用に供用すること等を包含する公園の綜括的統轄的管理を意味する。此の國立公園の管理を何人が爲すやは、法律に特別の規定を置かざる以上、之

は當然に國立公園事務の主管大臣たる内務大臣の管理の下に屬するものたることは、當然の事理で明文を俟たざることである。又特に之を内務大臣以外の者をして管理せしむるの特別規定を置くの必要を見ない。國立公園法は此の趣意に基き、何人が國立公園の管理を爲すやに關しては特に規定せなかつたのである。然して内務大臣は國立公園に關する事務を掌理するが爲めには、其の事務の増大に伴ひ、中央に相當局課を整備する要あるに至るべく、又國立公園を管理するが爲めには、其の管理機關として各公園毎に其の監督の下に屬する相當規模の管理署を置くことを必要とするのである。

國立公園の施設の管理は國立公園内の國有地の管理と其の觀念を異にする。國立公園區域内の國有地の管理は國有財産たる土地の管理を意味する。此の意味に於ての國有地の管理は國立公園設定前に

於ては國有財産法に基き、其の財産の種別に依り、夫々管理大臣を異にする。即ち公共用財産又は公用財産は各省大臣、營林財産は農林大臣、雜種財産は原則として大藏大臣之を管理する。然れども國立公園設定の後に於ては國立公園の統轄上、其の國有地の或る部分に就ては、自ら内務大臣の管理に移すを必要とするに至るべきは當然の事理である。即ち施行令第十四條は此の趣旨を以て特定の國有地は内務大臣に管理を移すべきことを明定せるものであつて、其の移管の範圍を次の如く定めてゐる。

1 國有林野中國立公園の施設の敷地及其の附屬地を包擁する集團施設地區、並に國立公園事業上必要なる自動車道路の敷地

2 不要存置國有林野に屬する土地にして國立公園計畫上重要

なるもの、但し部分林、保管林、委託林、豫約開墾地及長期貸付地を除く

- 3 前二號に掲ぐるもの、外雜種財産たる土地、但し所管大臣に於て管理するを必要とする特別の事由あるものを除く
- 4 營林財産及雜種財産を除くの外國立公園計畫上重要なる土地にして内務大臣の管理に屬せしむるを適當とするもの

第七章 占用料又は使用料

第七條 行政官廳又ハ公共團體ノ管理スル國立公園ノ施設ニ付占用又ハ使用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者ハ占用料又ハ使用料ヲ徴收スルコトヲ得但シ前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ヲ除ク

前項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ徴收金ハ國稅徵收法ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅二次ダモノトス

本條は國立公園の施設として行政官廳又は公共團體の管理するものは其の施設の公共的性質に鑑み、之が占用又は使用に付公法上の占用料又は使用料徴收の權能及手段を認めたのである。

第一節 占用料又は使用料の性質

國立公園の施設を一般公衆の利用に供する場合に於て、其の管理者たる行政官廳、公共團體又は私人が、其の施設の利用者より、其の享受する利益の程度を標準として利用に對する報償の支拂を求むることを得るは、其の管理權當然の效果である。此の施設の利用に對する報償は所謂占用料又は使用料である。此の場合にをける占用料又は使用料が公法上の占用料又は使用料なりや、私法上の占用料又は使用料なりやは、特に公法上の權力關係にをける占用料又は使用料とする趣旨

を有する特別の規定を存するや否やに依つて判断せられなければならぬ。惟ふに管理者が行政官廳又は公共團體である場合に於ては、私人の場合とは異り、其の施設の占用又は使用は公法上の權力關係として規律し、其の占用料又は使用料を公法上の占用料又は使用料として其の強制徴收の方法を認め、其の徴收を簡易敏速ならしむることは、其の管理者が行政官廳又は公共團體である本來の立場に鑑みて適當なる措置であると謂はねばならぬ。之に反して管理者私人なる場合に於ては、たとへ國立公園の施設なりと雖も、其の經營は私人の事業と異らざるを以て、其の施設の占用又は使用は私法上の契約關係で、其の占用料又は使用料は私法上の利用契約に基く利用の對價と解すべく、從つて其の占用料又は使用料の滯納は私法上の債務不履行であるから、民事訴訟に依りて之を解決すべきものである。かゝる私人の管理す

る施設の占用料又は使用料を特に公法上の占用料又は使用料として
國稅徵收の例に依り強制徵收せしむるが如きは到底法律常識の許さ
ざる所である。茲に於て本條は特に行政官廳又は公共團體が管理者
たる場合に就てのみ、其の施設の占用又は使用を許可するときは、占用
料又は使用料を徵收することを得る旨を定め、其の許可と謂ひ徵收と
謂ひ、其の公法上の占用料又は使用料たるの趣意を明にしたのである。
然して其の公法上の占用料又は使用料たる以上、其の徵收方法も亦從
つて公法上の手段に依らなければならぬ。即ち本條は行政官廳の場
合に於ては國稅徵收法の例に依り、公共團體の場合に於ては府縣制市
制又は町村制の例に依り、何れも其の滯納者に對しては齊しく國稅滯
納處分を以て強制徵收を爲すことを得せしめてゐる。

次に本條第一項但書に就て一言せん、國立公園事業の執行に依り

て生じたる施設であつても、国立公園法以外の法律の適用に依りて當然に其の管理者の定まりたる場合には、其の施設の占用又は使用の許可及占用料又は使用料の徴収に關しても亦當該法律の規定に依らしむる爲、本條の適用を排除するの趣旨である。例へば国立公園事業の執行に依りて生じたる国立公園道路を道路法に依る道路に認定したる場合に於ては、其の道路の管理者は道路法の規定に依りて定まり、其の道路の占用又は使用の許可及占用料使用料の徴収に關しても亦道路法の規定に準據せしむるの法意である。

註 道路法

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ゲザル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

(中略)